

令和7年1月23日

一般財団法人環境優良車普及機構
低炭素型ディーゼルトラック
普及加速化事業 執行部

2024年度（令和6年度）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業）の申請台数の制限変更のご案内
【申請台数の制限を4台⇒5台に変更します】

当機構では、標記補助事業のさらなる利用促進を図るため、今般、下記のとおり申請台数の上限について令和7年1月27日（月）の受付から上限台数を5台に拡大し、令和7年1月31日（金）まで受付を行うことといたしました。

これにより、すでに申請している事業者様や補助金の交付を受けた事業者様も、さらに追加申請が可能となりましたのでご案内申し上げます。

記

1. 低炭素型ディーゼルトラックの申請台数上限の変更

2024年度（令和6年度）は申請当初から1事業者様あたりの申請台数を、「1事業者4台」として受付を行っておりましたが、助成金を余すことなく運送事業者様に交付するため、2025年（令和7年）1月27日（月）の受付から「1事業者5台（リースにあっては貸渡先事業者）」に「変更」することとしました。

なお、これまでに「1事業者4台」まで補助金の申請、交付を受けた事業者（リースにあっては貸渡先事業者）につきましても、1台を追加申請することができます。

2. 実施日

2025年（令和7年）1月27日（月）の申請受付分から実施します。

注）郵送は27日（月）到着分から、電子メールは27日発信分から、持ち込みは27日受領分から受け付けます。

（留意事項）

- すでに予算額の残額が2割程度に達しておりますので、申し込み順による審査を行うことはせず、2025年（令和7年）1月31日（金）までに申し込みのあったすべての交付申請を対象に審査を行います。また、予算残額を超える申請があった場合には、初めて申請を行う事業者、交付台数の少ない事業者を優先して抽選するなど配慮したうえ補助事業者を決定することとします。

3. 問合せ先

一般財団法人環境優良車普及機構

「低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業」執行部 岩崎、神保

電話 03-5341-4577